

# 令和2年度に保育所又は認定こども園を整備する法人の公募要項

令和元年8月16日

## 1 趣旨

この要項は、令和3年4月開所に向けて、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の整備・運営主体となる法人（以下「法人」という。）の公募に関して必要なことを定める。

## 2 公募の概要

### (1) 整備の種類

- ア 保育所又は幼保連携型認定こども園の新設
- イ 整備補助を伴う保育所又は認定こども園の増築

### (2) 整備の規模

#### ア (1)アの場合

定員は、60人から90人（地域によっては60人から120人）までとし、別紙1に掲げる各対象地域の定員上限数の範囲で設定すること。

なお、幼保連携型認定こども園の新設において、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子ども（以下「1号認定子ども」という）の定員設定は認めない。

#### イ (1)イの場合

定員が10人以上（うち、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する子ども（以下「3号認定子ども」という）の定員が9人以上）増加すること。

なお、1号認定子どもの増加は認めない。

### (3) 対象地域

対象地域は、別紙1に定める「公募対象地域」とする。ただし、特に設置が望まれる地域以外においては、就学前までの子どもを対象とした民間認可保育所（公募開始時に本市が開所予定及び民間移管を公表している保育所を含む。）及び認定こども園（公募開始時に本市が開所予定及び幼稚園からの移行を公表している施設を含む。）を中心に半径500m以上離れた地域について公募対象地域とする。設置上限数は、別紙1に定める公募対象地域ごとに原則1か所とする。

### (4) 応募受付期限

**令和元年10月23日(水)までとする。**

応募の手続きについては、第11項のとおりとする。

### (5) 整備予定数

8か所程度（3歳未満児（3号認定こども）定員合計240人程度となるか所数）

### (6) 開設時期

令和3年4月1日(木)

※ ただし、自主財源での開設（補助金の交付を受けずに設置をする場合）は、令和2年度中の開設にも相談に応じる。

### 3 応募資格

#### (1) 設置・運営主体

##### ア 保育所

社会福祉法人（設立準備中のものを含む。）、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、消費生活協同組合、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社。以下「株式会社等」という。）、その他市長が適当と認める法人

##### イ 認定こども園

社会福祉法人（設立準備中のものを含む。）、学校法人

#### (2) 応募の条件

以下の条件をすべて満たしていること。

ア 財務内容が不適切でない者であること。（債務超過や直近 3 か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。）

イ 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年 4 月 1 日条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (3) 株式会社等の応募の条件

株式会社等については、(2)に掲げる条件に加え、名古屋市保育所認可の基準等に関する要綱（以下「保育所認可要綱」という。）第 19 条の 2 に基づく調査等を受けていること。保育所認可要綱第 19 条の 2 に基づくヒアリングに関する詳細については、第 10 項のとおりとする。

### 4 補助の対象法人

整備に係る補助の対象となる法人は、社会福祉法人（設立準備中のものを含む。）、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人に限る。

なお、整備に係る補助の詳細については、第 9 項のとおりとする。

※ ただし、学校法人は幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園に限る。

### 5 整備に関する条件

整備及び設備の基準については、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号。以下「保育所設備運営基準」という。）、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 100 号。以下「保育所条例」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）、名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 8 日条例第 57 号。以下「幼保連携型認定こども園条例」という。）等に定める基準を満たす必要があるほか、以下の事項について留意すること。

(1) 不動産について

法人が保育所又は認定こども園に係る不動産（建物を除く。）を所有又は賃借していること。ただし、不動産を賃借する場合は、以下の条件を満たすこと。

ア 保育所については保育所認可要綱第14条から第16条、認定こども園については名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱（以下「認定こども園認可要綱」という。）第10条から第13条の規定を満たすこと。

イ 賃借料については、地域の水準に照らして適正な額以下とすること。

(2) 既存物件を活用し整備をする場合

既存物件を活用する場合、昭和 56 年新耐震基準に基づき設計されたものであること、又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。なお、応募までに耐震補強工事を実施できない場合は、認可を受けるまでに改修し、新耐震基準を満たすことを条件に応募を認める場合があるので、事前に保育企画室と調整を取ること。（耐震診断結果等、耐震性が証明できる書類の提出を要する。）

(3) 設計・工事についての配慮事項

子どもの安全確保、日照、シックハウス、アスベストの使用状況、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮すること。

(4) 屋外遊戯場について

保育所の屋外遊戯場については、保育所設備運営基準及び保育所条例を満たす必要があるが、これによりがたい場合は、屋外遊戯場の設置に関する要領の定めるところにより、別紙 2 のとおり取り扱うことができるものとする。

## 6 地域への説明

各法人は、整備予定地及び整備内容の概要（※ 1）について、応募前に、区政協力委員、民生委員等の地域の役員及び近隣住民（※ 2）に対し適切に説明するものとし（※ 3・※ 4）、理解を得るよう努めること。そのため、事前に区役所民生子ども課に地域への説明先を相談すること。

区役所民生子ども課及び地域への説明を行う前に第11項(2)に定める事前相談を行うこと。

※ 1 公募に応募する旨、応募する法人の名称・連絡先、施設を整備する予定地、定員・駐車場台数・建物の構造・階数等

※ 2 近隣住民とは、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号）第2条第2項第4号のアに定める近隣関係者のうち居住者をいう。

※ 3 近隣住民への説明方法は、面談を原則とするが、日を替えて訪問しても面談できない場合は、※ 1 の内容をまとめた資料を配布すること。

※ 4 説明範囲については、地域の役員等から別途指示・助言等がある場合は、※ 2 の限りではなく、別途指示・助言等を参考とし、法人の判断により地域への説明を適切に行うこと。

(1) 公募選定後の説明

公募選定後は工事施工時の騒音及び安全対策、運営計画等について説明をすること。

また、工事期間中は、整備予定地に1時間程度で行くことが可能な場所に担当窓口を設置すること。

## 7 運営に関する条件

保育所・認定こども園の運営については、児童福祉法、保育所設備運営基準、保育所条例、幼保連携型認定こども園設備運営基準、幼保連携型認定こども園条例に定める基準を満たす必要があるほか、以下の条件を満たすこと。

### (1) 開所日及び開所時間

#### ア 開所日

月曜日から土曜日。ただし、休日、12月29日から1月3日及び子どもの安全確保のためやむを得ない日を除く。

#### イ 開所時間

保育時間は概ね午前7時00分から午後6時30分の間において11時間を設定し、その後1時間の延長保育を実施すること。

### (2) 受入れ児童

保育を必要とする0歳児から5歳児まで(生後57日目から満6歳に達した日以降最初の3月31日まで)の児童。ただし、原則開所後1年間は満6か月からの児童の受入れとする。

### (3) 児童の送迎についての留意事項

地域の状況、敷地周辺の道路状況に配慮した送迎時の対応について計画を立てること。保護者の自動車による送迎のための駐車台数は、概ね定員の1割程度を確保するよう努めること。

## 8 資金計画

整備に係る資金計画については、以下の点について留意すること。

### (1) 整備に係る事業費について、不測の事業費の増加等に備え、余裕を持った資金計画を立てること。

### (2) 土地を賃借する場合の賃借料及び整備費を借入する場合の償還額は、運営開始後の収支計画において適切であるかを十分に検討すること。また、保育所等の運営後における運営費等からの支出を計画する場合、運営費等の用途制限及び弾力運用の取り扱いについて(平成29年3月31日28子保企第505号名古屋子ども青少年局長通知別紙)第4に規定する支出計画書を提出すること。

### (3) 保育所については保育所認可要綱第9条、幼保連携型認定こども園については認定こども園認可要綱第7条に規定する自己資金を保有していなければならないこと。

## 9 整備に係る補助

### (1) 補助金の申請及び交付決定

整備に係る補助金については、本公募に選定された法人が行う整備事業に対し、本市における令和2年度予算成立後、予算の範囲内において交付決定を行う。応募の際には別表1を参考に補助金を積算し、資金計画を立てること。なお、別表1は公募開始時点のものであり、今後、国庫補助等の内容により補助の内容が変更となる場合が

ある。

※ 補助金額の積算については、資金計画を立てる前に保育企画室に相談・確認すること。

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、整備事業終了後、実績報告書の提出等により適正と認められた後に一括交付する。

(3) 補助金交付に係る留意事項

ア 補助の対象経費は、補助金の交付が決定した日以降の契約等を対象とする。

イ 工事契約及び備品の購入は、名古屋市契約事務手続要綱（平成 18 年 3 月 28 日 17 財監第 66 号）等に準じた事務手続きを行うこと。

## 10 株式会社等による設置認可に係る調査

保育所認可要綱第 19 条の 2 に基づく株式会社等へのヒアリングを令和元年 9 月 26 日(木)に実施する。場所、時間等についての詳細は、別途応募法人に連絡する。

事前の提出書類については、別紙 3「提出書類一覧」に示す「6 財務状況報告書類及び保育所の運営等に関する書類」に掲げる書類を令和元年 9 月 6 日(金)午後 5 時までに提出すること。

なお、「平成 31 年度に賃貸物件を活用した保育所(本園)を整備する法人の公募要項」において調査等を受けた株式会社等については、原則不要とする。ただし、その後、直近の事業年度に係る決算書類を新たに作成したなど提出書類の内容が異なる場合又は本市が直近月の試算表につきヒアリングが必要であると判断した場合は、この限りでない。

## 11 応募の手続き

(1) スケジュール一覧

応募意向表明期限	10月15日(火)
応募受付期限	10月23日(水)
評価委員ヒアリング	11月8日(金)
法人選定	11月中旬

※ 株式会社等の場合は、株式会社等調査を上記日程とは別に受ける必要があるの  
で、第10項を参照のこと。

(2) 事前相談

ア 事前相談前に確認が必要なこと

- ・ 第3項に定める応募資格を満たしていること。
- ・ 第5項に定める整備概要の各事項に適合する計画であること。

イ 事前相談の際に必要な書類

- ・ 登記簿謄本の写し又はそれに相当するもの。
- ・ 整備計画の分かるもの。(予定配置図等)
- ・ 物件の現況及び周辺の状況が分かるもの。(公図、外観写真、周辺地図等)
- ・ 工事工程表
- ・ <様式4>資金計画書

※ 既存建物改修の場合は、「検査済証の写し」も持参すること。

(3) 応募意向表明

令和元年10月15日(火)までに別紙3「提出書類一覧」に示す<様式1>「応募書」を提出すること。

(4) 応募の受付

ア 受付期限

令和元年10月23日(水)までとする。

※ 応募を予定している法人は、必ず本項(2)に定める事前相談を、第6項に定める地域への説明を始める前に行うこと。

※ 応募前に提出書類について、事前に保育企画室の確認を受けること。

※ 受付期間後、本市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出は認めない。

※ 応募状況については、電話で問い合わせがあれば、随時回答する。

イ 受付場所及び受付時間

名古屋市役所 本庁舎2階 子ども青少年局保育部保育企画室

※ 受付は、平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。

(ア) 提出書類は、必ず来室のうえ提出すること。(郵送での受付は行わない。)

(イ) 来室の際は、必ず前営業日までに電話で予約をすること。

(ウ) 連絡先

名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室

電話番号：052 - 972 - 3184

(5) 提出書類

別紙3で示す各書類を、応募受付期間内に次の要領で提出すること。

ア 提出書類には別紙3の番号によりインデックスを付けること。

イ 正本1部、副本10部及び簡易版2部を書面により提出すること。

ウ 提出書類は、左側に2か所穴を開け、ひもで綴じて提出すること。

エ 副本及び簡易版は正本の写しを提出すること。

オ 様式は片面刷りとする。

(6) 注意事項

ア 原則として、提出までに法人理事会等法人の意思決定機関で、整備計画に関する承認を得ておくこと。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却はしない。

ウ 本市が必要と認める場合は、提出書類の修正又は追加資料の提出を求めることがある。

エ 本公募に関し、必要な費用は、すべて応募法人の負担とする。

オ 提出書類は名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づき、行政文書として情報公開の対象となる。ただし、法人・個人に不利益を与えると認められる部分は非公開とする。

カ 本公募の応募法人が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

キ 提出書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募法人が負う。

ク 応募における書類作成等に関して必要となる一切の費用は、応募法人の負担とする。

また、選定の結果、事業を実施できない場合に費用が発生した場合においても、応募法人の負担とする。

ケ 書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）により届け出るものとする。

## 12 法人の選定

### (1) 選定方法

別紙4「評価基準」に基づき、評価委員によるヒアリングを経た評価に、加算点を加えた点の合計を法人の評価点とし、本市が選定する。ただし、応募同士が半径500mの範囲に位置する場合（隣接学区及び隣接区である場合も含む。）は、原則複数は選定しない。

なお、補助金に係る本市の予算については、法人の評価点の高い法人から順に令和2年度の予算要求を行うものとする。

### (2) 加算点

自主財源での開設については、ヒアリング出席評価委員1人あたり、2点を加算する。

### (3) 応募法人へのヒアリング

応募内容に関し、応募法人へのヒアリングを令和元年11月8日(金)に実施する。場所、時間等についての詳細は、別途応募法人に連絡する。なお、出席者は、運営責任者（法人代表等）、法人の経理担当者、施設長予定者や主任保育士予定者など保育所保育指針を熟知し、保育内容の説明ができる者、及び改修工事に係る設計担当者を含む5名程度までとする。ただし、複数エリアにて申込の法人については、各エリアにつき施設長予定者1名、設計担当者1名を追加して出席することを認める。

### (4) 結果の通知

応募法人へのヒアリング後、14日を目途に、応募法人への電話連絡後、文書にて結果を通知する。

## 13 その他

### (1) 無効となる応募

ア 本公募要項に示した応募資格を有しない法人のした応募

※ 応募資格があることを確認された法人であっても、選定までの間に応募資格を有しないこととなった法人は、応募資格を有しない法人に該当するものとする。

イ 提出書類に虚偽の記載をした法人のした応募

ウ 本公募要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した応募

(2) 選定後に提出書類に虚偽の記載がされていたことが判明した場合や、応募内容と異なった設置や運営内容を行った場合は、選定を取り消す場合がある。

また、保育に係る今後の公募等の選定において不利な取扱いを受ける場合もある。

(3) 本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではない。

- (4) 事業を休止又は廃止する場合には、認可要綱に定める手続きに従うこと。また、短期間で廃止する場合は、補助金の返還が必要となる場合がある。
- (5) 整備事業における消費税の取扱いについて、開設準備完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、法人が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市長に報告があった場合は、該当仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることがある。

## 14 公募に関する質問・問い合わせ

### (1) 質問の受付及び回答

別紙質問書をファックス又は電子メールで保育企画室へ送信すること。質問に対する回答は、質問受付から7日を目途に本市公式ウェブサイトに掲載する。また、応募状況については、電話で問い合わせがあれば、随時回答する。

※ 本公募における補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については応募の前に必ず確認すること。

### (2) 問い合わせ先

名古屋市役所本庁舎 2階 子ども青少年局保育部保育企画室

電話番号 052-972-3184

ファックス番号 052-972-4146

電子メールアドレス [a2523@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2523@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)



(参考)

## 1 補助金額

下記①と②を比較して低い方の額に 9/8 を乗じて得た額（千円未満切り捨て）。

- ① 補助事業に要する経費の見込み額の 2/3
- ② 3 の補助基準により算出された額の合計額

## 2 補助の対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備費に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃料。（敷金を除き礼金を含む。）

※ 次の費用は対象となりません。

土地の買収又は整地に要する費用、既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用、職員の宿舍に要する費用、その他施設整備として適当と認められない費用。

## 3 補助基準

保育所等整備交付金保育所等施設整備事業：

(単位：千円)

本体工事費	
定員 20 人以下	76,700
定員 21 人～30 人	80,400
定員 31 人～40 人	93,400
定員 41 人～70 人	106,600
定員 71 人～100 人	138,400
定員 101 人～130 人	166,500
定員 131 人～160 人	192,800
定員 161 人～190 人	219,000
定員 191 人～220 人	243,400
定員 221 人～250 人	269,600
定員 251 人以上	299,600
特殊附帯工事（※1）	10,560
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算、定期借地加権設定のための一時金加算を除く。）×5%（千円未満切り捨て）
開設準備加算	

定員 20 人以下	36×増加定員数
定員 21 人～30 人	27×増加定員数
定員 31 人～40 人	22×増加定員数
定員 41 人～70 人	19×増加定員数
定員 71 人～100 人	15×増加定員数
定員 101 人～130 人	13×増加定員数
定員 131 人～160 人	12×増加定員数
定員 161 人以上	11×増加定員数
土地借料加算 (※2)	31,000
定期借地権設定のための一時金加算 (※3)	保育室等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額） ×1/2×2/3（千円未満切り捨て）
地域の余裕スペース活用促進加算 (※4)	10,880

- ・ 認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ・ 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※1 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取り扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発大第 0612004 号）を準用して整備すること。

※2 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※3 定期借地権設定のための一時金加算については、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金が発生する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して整備する場合に加算すること。

(改築、増改築のみ)

(単位：千円)

	解体撤去工事費	仮施設整備工事費
--	---------	----------

定員 20 人以下	1, 535	2, 734
定員 21 人～30 人	1, 740	3, 336
定員 31 人～40 人	2, 320	4, 043
定員 41 人～70 人	2, 921	5, 617
定員 71 人～100 人	4, 119	8, 428
定員 101 人～130 人	4, 944	10, 114
定員 131 人～160 人	6, 180	12, 642
定員 161 人～190 人	7, 416	13, 823
定員 191 人～220 人	8, 652	16, 128
定員 221 人～250 人	9, 890	18, 432
定員 251 人以上	11, 125	20, 735

※ 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）